

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う使用済金属類に関する事項と共に」を「その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合（その者が前条第一項第六号に規定する方法を用いる使用済金属類取引業者（次項において「特定使用済金属類取引業者」という。）である場合を除く。）を除き、公安委員会規則で定めるところにより」に改め、「番号」の下に「（次項において「氏名等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定使用済金属類取引業者は、前項の規定により氏名等を公衆の閲覧に供するときは、氏名等と共に、その取り扱う使用済金属類に関する事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 説 明

使用済金属類取引業者に対し、ウェブサイトへの氏名等の掲載を義務付けるため、この条例を定めようとする。

